

平成28年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第31号説明資料

平成28年6月17日

損害賠償の額を定めることについて

資料

事故概要 1

建設課

事 故 概 要

発 生 日 時 : 平成 27 年 10 月 12 日、午前 11 時 05 分頃

場 所 : 二宮大磯隧道 大磯側入口付近 (町道幹線 30 号線)

被 害 者 : ██████████ ██████████ ██████████

被 害 状 況 : 町道幹線 30 号線を自家用車で二宮方面に走行中、二宮大磯隧道の大磯側入口付近で、トンネル上部の土地 (町有地) に生えている樹木の木枝が被害者の自家用車に落下し、車体上部後方部分が損傷した。

経 過 : 平成 27 年 10 月 12 日 事故発生
10 月 13 日 現場確認
10 月 23 日 被害者宅訪問
11 月 12 日 保険会社に事故報告書を提出
平成 28 年 4 月 18 日 自家用車の修理開始

対 応 : 事故の状況から被害者には過失がないため、事故により発生した費用の全額を町が賠償する。

賠 償 金 額 : ○合計賠償金額
自家用車修理代 : 429,862 円
代 車 費 用 : 86,400 円
合 計 : 516,262 円
○過失割合金額
町過失分 (10 割) : 516,262 円

